

(1) 計画の期間の変更、今後の取り組みについて

1. 計画の位置づけ

この計画は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条に基づく計画です。

本市は、平成18年3月に『瑞穂市健康増進計画（第1次計画）－健康みずほ21－』を策定し、「住民が主人公となって取り組む健康づくり」を目的とし推進しました。

第2次計画ではこれまでの健康づくりを評価し、市民の健康課題を明確にした上で、引き続き市民が主人公となって取り組む「生涯を通じた健康づくり」を目指し、その中には母子保健計画や食育推進計画を含めた『瑞穂市健康増進計画』を策定しました。

2. 計画の期間の変更、今後の取り組み

計画当初は目標年度を平成33年度とし、平成24年度から平成33年度の10年計画とし、平成29年度に中間評価を実施し、その結果については、市のホームページや広報誌に掲載し、市民への周知に努めました。

健康福祉部内の各計画関連の統一化により、目標年度を令和2年（平成32年度）に変更します。（資料1参照）最終評価は令和2年度に実施します。

3. 第2次健康増進計画最終評価の実施（第3次健康増進計画策定に向けて）

第2次健康増進計画『健康みずほ21』は令和2年度に最終評価を実施し、その結果を踏まえ、令和2年度内に第3次瑞穂市健康増進計画策定目指します。

健康増進計画最終評価及び計画策定経過

時期	実施内容
令和2年1月29日	第1回 健康増進計画策定委員会 ・最終評価に向けての取り組みについて
令和2年2月26日	第2回 健康増進計画策定委員会 ・アンケート内容の確認
令和2年3月上旬	アンケート調査の実施
令和2年3月下旬	アンケート調査の回収・集計
令和2年6月	第1回 健康増進計画策定委員会 ・最終評価 ・アンケート結果及び当市の実態から見えてくる課題等の検討